

養育支援訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する養育支援訪問事業（以下「訪問事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 訪問事業は、乳幼児の育児支援及び児童虐待の未然防止を図ることを目的とする。

(実施機関)

第3条 訪問事業を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、豊中市とする。

(支援の対象)

第4条 訪問事業により支援を提供する者（以下「支援対象者」という。）は、本市に住民登録があり、かつ、次の各号のいずれかに掲げる家庭の児童及びその養育者とする。

(1) 居住実態を有する妊婦及び0歳から就学前の児童のいる家庭（ア、エ及びカに掲げる家庭にあっては、小学校に在籍する児童のいる家庭を含む。）のうち、次のいずれかに掲げるもの

ア 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭

イ 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭

ウ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

エ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

オ 公的な支援につながない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳から5歳児までで保育所・幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭

カ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

(2) その他市長が訪問による支援が必要と認める家庭

(支援の内容)

第5条 訪問事業において提供する支援の内容は、保育士等の専門の資格を有する者が実施する専門的相談支援とする。

(支援の提供日及び提供時間)

第6条 訪問事業は、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）に実施する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、

これを変更することができる。

2 訪問事業の訪問時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。